民泊等に係る消防法令適合通知書交付申請手続きについて

**本申請をするにあたっての注意事項**

・　宿泊事業について交付できる消防法令適合通知書には旅館業法に基づくもの、住宅宿泊事業法に基づくものの２種類があります。申請者がどちらの様式を必要なのか消防では判断できませんので、あらかじめ中部保健所へ相談したうえで保健所から渡された案内書などを持参し申請してください。

・　既存の住宅等で宿泊事業をする場合、新たに消防用設備等の設置が必要になることが多くあります。事前相談等の際には、平面図や床面積がわかる資料等を可能な限り準備してください。

・　宿泊者が滞在中に宿泊事業者が不在となったり、宿泊提供室が50㎡を超えたりする場合などは新たに消防用設備等の設置が必要になることがありますので、詳しくは予防課までお問い合わせください。

・　申請に基づく検査の際、不備があれば、改善されるまでは適合通知書の交付はできません（現場確認の消防検査があります）。

・　消防法令適合通知書はあくまで消防法令に適合していることを証明するものであり、宿泊事業を認めるものではありません。

**準備していただくもの**

①保健所から渡された案内書等

②消防法令適合通知書交付申請書（保健所に指示された様式）

予防課窓口でも様式を準備しています。

③建物の付近見取り図

主要道路や目印になる建造物等を含め分かりやすく作成してください。

④建物の概要がわかるもの

求積図、平面図、立面図、建物概要書（建物建築時の資料）など。※１

⑤必要となる設備の配置図

消火器、自動火災報知設備、誘導灯(※２)、住宅用火災警報器など必要となる消防用設備等を⑤の平面図に記入してください。※３

※１　平面図がない場合は手書きで作成した図面でも構いませんが、室内の寸法等を実測して書き入れてください。

※２　避難経路図に加えて、非常用照明装置又は携帯用照明器具を設置する等の条件により誘導灯を免除できる場合があります。

※３　登記簿があれば床面積及び延べ面積の根拠資料となります。